

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作				技術操作			
		国内通信	国際通信			すべて	2kW以下	250W以下	125W以下
			すべて	電気通信業務の通信	電気通信業務の通信を除く				
第一級海上無線通信士	① 船舶に施設する無線設備（航空局のものを除く。）	●（注1）	●			●			
	② 海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備	●（注1）	●				●（注2）		
	③ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダー（①及び②以外のもの）					●			
第二級海上無線通信士	① 船舶に施設する無線設備（航空局のものを除く。）	●（注1）	●			●（注3）			
	② 海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備	●（注1）	●					●（注2、3）	
	③ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダー（①及び②以外のもの）					●（注3）			
第三級海上無線通信士	① 船舶に施設する無線設備（航空局のものを除く。）	●（注1）	●			●（注4）			
	② 海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備	●（注1）	●						●（注2、4）
	③ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダー（①及び②以外のもの）					●（注4）			

注1 モールス符号による通信操作を除く。

2 船舶に施設する船舶のための無線航行局のものを除く。

3 この技術操作は、外部の調整部分の技術操作並びにこれらの無線設備の部品の取替えのうち簡易なものとして総務大臣が告示で定めるもの及びこれらの無線設備を構成するユニットの取替えに伴う技術操作に限る。

4 この技術操作は、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作に限る。

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作				技術操作			
		国内通信	国際通信			すべて	250W以下	125W以下	多重設備
			すべて	電気通信業務の通信	電気通信業務の通信を除く				
第四級海上無線通信士	① 船舶に施設する250W以下の無線設備（船舶地球局及び航空局のもの並びにレーダーを除く。）	●（注1）	×				●		×
	② 海岸局及び船舶のための無線航行局の125W以下の無線設備（レーダーを除く。）	●（注1）	×					●	×
	③ 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダー					●（注2）			×

注1 モールス符号による通信操作を除く。

2 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。